



肥料等の補助について

農産物価高騰等緊急支援事業補助金

肥料・資材・農薬等の購入に要した費用の一部を補助します。

令和4年4月から令和4年12月までに農業経営に必要な肥料、資材、農薬（以下「肥料等」という。）を購入した経費の一部を補助します。

1. 対象者要件

- ① 令和4年10月14日時点で、市内に住所を有する野菜、花卉、果樹、さとうきび生産農家であること。
 - ② 一世帯で経営耕地面積が10a（約300坪）以上又は農産物販売金額が年間で15万円以上ある農家
- ※ 同一世帯に2人以上の生産農家がいる場合は、交付対象者は1人とする。

2. 対象経費

- ① 令和4年4月1日～令和4年12月31日までに肥料等の購入に要した費用（税抜き）の高騰分を支援 **※過去3年間の平均価格を基準として令和4年4月～9月（上期）10月～12月（下期）の肥料等の平均価格の高騰分の費用**
- ② 補助金額は予算の範囲内で交付するものとし、**上限額は、1世帯40,000円**とします。ただし、消費税は含みません。（※1,000円未満の端数がある時は、これを切捨てます。）
- ③ 対象品目
肥料：野菜・花卉・果樹・さとうきびの育成のために使用する肥料
資材：農業経営のためだけに使用する資材
農薬：野菜・花卉・果樹・さとうきびの育成を害する病虫害予防・駆除に使用する農薬

3. 手続き方法

- ① 受付窓口：JAおきなわ豊見城支店経済課（与根）
- ② 受付期間：令和4年10月24日～令和5年1月13日まで
- ③ 受付時間：月～金（土日祝日を除く）9:00～16:30（12:00～13:00除く）

4. 申請書類

- ・農産物価高騰等緊急支援事業申請書
 - ・住民票又は免許証の写し
 - ・申請者本人の通帳
 - ・申請者名で肥料等の購入した証明ができるもの（領収書等）
 - ・令和4年度（令和3年分）確定申告書の写し（10a以下の場合）
- ※ 宛名の記入がない、上様などの領収書等は対象外となります。
- ※ 申請書は、市HP、市農林水産課、JAおきなわ豊見城支店経済課（与根）から入手できます。

5. 補助金の支払い方法

申請書類を審査し、対象者要件及び交付条件に適合した費用について、令和5年2月末日までに、申請者の口座へ振込致します。

6. 注意事項

- ① 本事業で購入する肥料等は、令和4年度使用分とします。
- ② 本事業で購入した肥料等は、他人に売却又は譲渡してはなりません。
- ③ **他の事業で補助対象となった肥料等購入費は申請することができません。**

問い合わせ先

- ・豊見城市役所 農林水産課 農政班 豊見城市宜保一丁目1番地1 TEL：098-850-8305
- ・JAおきなわ豊見城支店 経済課 豊見城市字与根38番地 TEL：098-850-4128